

而御奉公相勤、格別之義ニ付、元祿四未年七月十八日、御城中御勝手向へ乗物御免被仰付、同
五申年五月九日依御上意に、始て總檢校被仰付、職役者久永檢校彈一也、此節當道之諸法度の
式目御改有之、其旨京都御所司代小笠原佐渡守殿江職久永檢校被召出、式目之通、急度可相守
旨被仰渡候、今の新式目は是なり、同年九月廿九日緋衣紋白之袈裟御免、尤袈裟ハ此仁ニ限ル、右
者權大僧都を兼られたる故なり、同六酉年六月十八日、大辨才天尊像拜領、并境代地として、地
面千八百九拾坪餘被仰付、右地面江御宮御取立被成下、尊像奉鎮座御宮建立出來の後、古跡並
ニ被仰付候、同七戌年五月十八日、杉山總檢校卒去、御法名、即明院殿杉山前總檢校權大僧都法
印眼叟元清ト號ス、

〔警幻書〕江戸總録の始

一 總録島崎檢校、元文元丙辰三月より、同二丁巳六月迄、御家人ニ而勤役、子息者御醫師被召出有
之、島崎何某也、

一 同杉枝檢校、元文二丁巳六月より、同四己未二月迄、御家人ニ而勤役、子息者御醫師被召出、今の
杉枝何某なり、

一 同輕山檢校、元文四己未三月より、同五庚申二月迄勤役、

一 同白石檢校、元文五庚申三月より、寛保二壬戌五月迄勤役、是ハ、江戸役所神田邊に有之所、寛保
元辛酉年、初而拜領地、江役所相立、普請出來之上、同九月十一日移徙相濟、右白石、當時七老之席
故、同二壬戌五月上京、職總檢校迄昇席、尤つぎ目御禮無之卒去たる事、

一 小澤檢校、寛保二壬戌五月より、十月迄勤役、

一 同大田檢校、寛保二壬戌十一月より、同三癸亥十月迄勤役、

一 萩田檢校、寛保三亥十一月より、延享三丙寅五月迄勤役、